

令和6年度第1回〔第九期目第1回〕
松島町入札監視委員会

令和6年7月29日（月）

午前9時30分～

（松島町役場大会議室）

令和6年度第1回〔第九期目第1回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長 赤石 雅英
委員 武田 三弘、 熊谷 哲、 魚橋 慶子、 松浦 健太郎

説明のため出席した者

財務課 財政班
町民福祉課 町民サービス班
健康長寿課 高齢者支援班
産業観光課 産業振興班
建設課 建設班
各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員等

松島町長 櫻井 公一
財務課 課長 安土 哲
財政班 班長 熊谷 直美、 主幹 越野 博之

委員会次第

令和6年7月29日（月曜日）午前9時30分開会

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員長選出
- 5 委員長挨拶
- 6 職務代理者の指名
- 7 審議等
 - (1) 審議案件抽出理由の報告
 - (2) 審議 工事請負契約3件 業務委託契約3件
 - 【工事請負】
 - 1) 財5工第031号 馬場一地区町有地法面崩落防止工事
 - 2) 産4工第051号 古浦3ため池外ネットフェンス設置工事
 - 3) 建4工第046号 4災第17-107号梅ヶ沢排水機場災害復旧工事
 - 【業務委託】
 - 4) ①町5委第246号 マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住基システム改修業務委託
 - ②町5委第247号 マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る戸籍附票システム改修業務委託
 - ③町5委第248号 マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るコンビニ交付システム（証明書発行サーバ等）改修業務委託
 - 5) 高6委第008号 介護予防教室業務委託
 - 6) ①産5委第238号 ナラ枯れ被害木駆除業務委託
 - ②産5委第239号 松くい虫防除事業（樹幹注入）業務委託

8 閉会

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○委員 審議案件の抽出理由について報告させていただきます。

工事については、高落札率や1者入札の要因、変更契約や積算内容の妥当性等について確認したい案件を3件、業務委託については、1者随契や高落札率及び低落札率、積算内容の妥当性、契約手続や執行状況等について確認したい案件について、関連案件を含めた計6件を抽出いたしました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

(2) 審議

○委員長 それでは、個別の審議に入りたいと思います。

初めに、担当課に説明いただきまして、その後に質疑応答とさせていただきますので、よろしくをお願いします

それでは、担当課の方、入室をお願いいたします。

それでは、抽出理由に基づき、説明をお願いいたします。

○財務課 財務課です。よろしくお願いします。

資料4(1)①財5工第031号馬場一地区町有地法面崩落防止工事の資料をご覧ください。

事業名は、財5工第031号馬場一地区町有地法面崩落防止工事で、1者応札となった要因、高落札率となった要因及び変更金額の理由、変更内容を確認したい案件となっております。

事業概要につきましては、施工延長を20.8メートルとし、工種内訳として、法面緑化工は簡易吹付法砕工238平米、厚さ5センチ、植生工は植生基材吹付工47平米、厚さ5センチ、排水工は落蓋式U型側溝74.8メートル、U型側溝51メートルを施工するものとなります。

入札参加条件は、①一般競争入札参加資格登録の土木一式に登録されていること、②松島町に本店または支店、もしくは営業所を有していること、③経営事項審査結果通知書土木一式の総合評定値が400点以上であることとし、条件付一般競争入札で公募したところ、2者申込みがあり、令和5年10月26日に入札を実施しております。

1者応札となった要因につきまして、入札参加条件は、松島町内の土木一式工事、400点以上を募集しましたが、町内の土木一式工事登録のある9者のうち、2者から申込みがあり、その後1者が辞退しております。

辞退した業者は、令和5年10月16日付で、設計図書に対する質問を提出し、諸経費の復興係数の適用の有無を確認されましたが、同月25日付で辞退届を提出しております。辞退理由は、施工不可と判断したためとなっております。

高落札率の要因につきまして、同様の工事である一覧表の3番、5番と比較して、落札率が高かったとのことですが、本件以外の同様の2つの工事において、入札参加業者から提出された工事内訳書を確認したところ、2者とも直接工事費には差はないものの、本工事請負業者以外の参加業者の現場管理費が若干低かったことにより、工事原価に差額が生じ、落札率が下がったものと思われます。なお、本件の工事ではその業者は辞退し、この落札率となりました。

変更契約の理由につきましては、現地精査により法面緑化工、舗装工を増工したいため、施工業者にと協議し、令和6年3月1日付で変更契約を締結しております。

変更内容では、法面緑化工において、当該施工地が崖地であることから、植生基材吹付けをするに当たり、現地の勾配に吹付けされた種子の育成・定着を促進させるための吹付基材の厚さを5センチから7センチに変更し、その吹付面積の一部が不要となったため、施工面積を減としたもの、作業場における樹木伐採面積を114平米増工したもののほか、工事車両通行による私有地内の舗装を損傷したため、その舗装工を579平米施工したものとなります。

以上でご説明を終わります。

○委員長 ご説明ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 応募2者で1者辞退ということで、その理由が施工不可ということなのですが、どういった点を施工不可という判断をされたのかというのが、ほかの2件については、その辞退された業者さんが施工されているということですので、どういった要因があったのかなというふうに思うんですけども。

○財務課 ほかの2件を落札した業者ですけども、3件とも施工するかどうか社内で検討したようなんですけれども、実際2件しかできないと、施工日数的にも2件しかできないということで今回の案件は辞退されたということで話は伺っております。

○委員 応札しても落札できるかどうかというのが分からない状況で、それで1つ辞退するというのは、あまり内容としては腑に落ちないところがあるんですけども、実際、施工環境がどういうものだったかということについては理解しているつもりではおるんですけども、そういった要因なのかなというふうには思ってもいたんですけども。

それともう一つ、増工が、車両通行による舗装の損傷ということだったんですけども、法面吹付の工事でそれほど舗装が損傷するというふうなことは、私の経験からするとあまりないんですけども、そういった点については妥当だったのでしょうか。

○財務課 官地から施工できればよかったんですけども、施工する土地柄、民地からしか入っていけない場所でありまして、重機等運搬車両等も多く、既存の舗装だと少し薄かったような影響もありまして、その影響で舗装を傷めた経緯もありましたので、その復旧ということで、今回、増工させていただいたものです。

○委員長 よろしいですか。あと何かご質問ありませんか。

○委員 今の話の関連ですが、舗装のところで、やる前から大体そういうところ、例えば重機が通るのであれば、初めから土台等の何か板を敷いたりとかという対策があったとは思うんですけども、そういう対策をやらずにやった結果こうなったということなのか、ある程度、対策はしながらも、やはり軟弱な地盤とか、そういう影響で結果的になってしまったというところ、もともと会社の責任でこういう現象が起こったのか、そうじゃないということなのかというところの判断はどのようにされたのかは私は疑問だったんですが。

○財務課 もともと舗装の部分を工事車両で運搬してこのようなことになったものですが、既存の舗装なので鉄板を新しく敷く必要はないということで町のほうは考えておりました。ただ、舗装の厚さを施工後に確認すると、5センチが通常なのですけれども3センチぐらいしかなくて、請負業者の責任ではなくて、今回、町のほうで5センチ相当ということで考えていたんですけども違かったので、町のほうで設計変更、増工して対応しました。

○委員 既存のほ装厚を3センチ見ていたのが5センチだろうが、その下の基盤のほう弱ければ、結局沈んでしまいますので。もともと民家で、重機が入るような形のところではないという感じだったのかなと思って、そこはあらかじめちょっと対策を取っていたほうがよかったのかなと私は思ったんですが。

- 財務課 ちょうど周りが田んぼでして、今回、崖のほうを施工させていただいたんですけれども、運搬作業するところがちょうど沼地だったのかなど。地盤もちょっと弱かったのかなというのがありまして、それも町の所有の舗装とかであれば大体想定はつくんですけれども、実際、民地側で施工された舗装なので、その辺もちょっと想定よりも弱かったのかなと認識しまして、今回増工させていただきました。
- 委員 状況もいろいろあるかと思えますけれども、やはりそういうちゃんとした舗装じゃないようなところのときには、あらかじめ注意を促すとか何かしたほうがいいんじゃないかというの思っています。
- 委員長 重機が入るときに、鉄板ですよ。大体、道路の進入口から現場まで、やはり鉄板を大体敷いてやるというのが常識というか、そういったところがあるんですかね。
- 財務課 よほど軟弱なところだったらやるんですけれども、ただ、最近は鉄板を敷くと、鉄板というのは高いので、盗まれることも結構ありますので、置きっぱなしでやるというのもやる側としては結構怖いかなどというのがあります。
- 委員長 なるほど。リース会社であるんですよ。その工期の間だけ借りるという。じゃあ、今回は町の責任だというふうに町は自覚して対応したということですかね。分かりました。
あと皆さんから何かご質問ありますか。
- 委員 舗装復旧をやったことについてはそういうふうな判断なのかもしれないですけども、舗装復旧的には、資料を見ますと崖地と直接関係のないところまでも舗装復旧しているように思うんですけども、この面積についてはどのようにお考えなんでしょうか。
- 財務課 実際、植生基材吹付として台形状に施工する際に建屋の入り口方面部分は建物付近から入っていかないと施工できない状態でありました。また、奥側の植生基材吹付を施工した部分は、迂回しないとどうしても通って行けないルートでして、それが今回増工した面積の部分からしか行けないので、それらを必要最小限の施工面積ということで今回増工させていただいたということです。落蓋U型側溝の設置箇所等も、迂回していかないと施工ができないということでありました。
- 委員 そうすると、最小限のエリアを対象として、全体的な復旧ではなかったということでしょうか。
- 財務課 そうなります。
- 委員 変更理由書の中で、吹付の厚さが5センチから7センチに変更になっておりますけれども、理由は勾配と育成のためといった理由になっているんですが、まず、勾配はもともと分かっていたと思うんですけども、新たにここで勾配の理由で厚くしなければいけないというところがちょっと理解できなかったんですが。
それと併せて、もともと育成させるためにやっているわけですけども、新たにそれを促進させるためにということで、何か後づけで急に7センチに変わっているところがいまいち理解できなかったんですが、そこを併せて理由をお知らせください。
- 財務課 U型側溝300ミリというのがあるんですが、施工延長16.07メートルを、今回、その上につながっている水路に接続するためということと、今回の工事の影響範囲を目的として側溝を延伸させまして、その接している法面部分を今回増工させていただきまして、その増工部分の法面の勾配が六分ほどの勾配でしたのでこのようになりました。
- 委員 前よりも緩くなったんですか。
- 財務課 前は八分ですね。それで六分なので、勾配が急になりまして、植生を盛れる厚さというの、硬度係数といって、岩肌の硬度とか、あとは年間降雨量の関係とか、そういう土壌硬

度と降雨量と勾配、この3つを基準に検討しまして、厚さが7センチになったものです。施工する前の岩肌の法面というのが、違う箇所です。八分だったのが七分に勾配が急になったというのも一つの原因ではあります。それを定着するのに、5センチだったものを7センチにしました。

○委員 勾配が急になったからこそ、厚さを多めに取っておかないと流されるみたいなことですか。

○財務課 そうです。

○委員 そういう意味で追加されたんですね。ちなみに、正直5センチ、7センチというのは、吹付でやっている状況ですから、結構アバウトなところがあるとは思いますが、それは確認はどういうふうに行われているんですか。

○財務課 現地確認ということで何か所か直接吹付厚を確認しまして、実際は7.5センチとか7センチ以上となっております。

○委員 分かりました。

○委員長 ちなみにこの工事は、工事一覧の3番と5番と施工場所が違っているけれども、同種の工事ということで、3番と5番は今回ピックアップはしていませんけれども、入札参加者が2者なんですね。もう落札者以外の1者はこの案件と同じ〇〇さんということはないでしょうか。別の業者さんでしょうか。

○財務課 同じ業者です。

○委員長 ということは、要は3つとも〇〇さんと〇〇さんが参加して、うち2つが〇〇さんで、しかも入札率が77%と76%で落札ということですから、〇〇さんが全部はいけないからこの案件は札を入れなかったというお話でしたけれども。

ということで、あるいはもう一つは規模が本当に大きかったかもしれない。だとすれば、この工期をずらすことはできなかったのかと思うんですが、これは例えば財務課だけではなくて、同じ時期に松島町が発注する工事について、もし時期をずらせる工事があったとすれば、もしかしたら入札者がもう少し増えた可能性というのがあるのかなと思うんです。今さらあれなんですが、時期がずれば他の入札者が参加できた可能性があるというような案件であれば、今後はそういったところも事前に各課で相談しながら考えていただければと思います。

ほかの委員の方、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、こちらの案件は以上です。ありがとうございました。

○委員長 それでは、次の案件、抽出理由に基づいて説明をお願いいたします。

○産業観光課 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

審議番号②につきましては、産4工第051号古浦3ため池外ネットフェンス設置工事で、1者応札となった要因、変更契約の理由、変更内容の確認のため、内容を確認したい案件となっております。

本工事につきましては、ため池の安全確保のためのネットフェンスを設置する工事となっております。入札参加条件として、主に松島町内に本店または請負契約について本店から委任された支店、もしくは営業所を有しているものであること、また、土木一式工事の総合評点値が400点以上のものであることとし、条件付一般競争入札で発注したところ、1者から申込みがあり、入札を実施しております。

ため池の工事でもあるため、農業用水の灌漑期では農作業に支障となることから、その農作業に支障とならない稲刈り後としております。そのため、発注が11月となっております。入札も

12月となったことから、この時期になりますと、町内の業者さんも全て工事を受注し、現場代理人等の手配も難しいと聞いており、結果、1者の応札となったと思われます。

次に、変更契約の理由、変更内容ですが、古浦3ため池工事において、ネットフェンスの施工延長を50メートルで計画しましたが、大雨時にため池の堤防を超さないように設置してある洪水吐、ここの幅が10メートル広く、ネットフェンスの設置ができないため、その部分の延長を減としております。

また、ため池の貯水側に遮水用の防護シートが貼ってあるため、漏水防止には有効なのですが、万が一、ため池に転落した場合、滑って上がることができないという痛ましい事故もありますので、こちらに救助ネットを遮水シート部の全面に設置し変更増となったところです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様、ご質問等よろしくお願ひします。

○委員 救助ネットの増工ということなんですけれども、大きさはどのぐらいのものだったんですか。延長は記載がありますけれども。

○産業観光課 全面で40メートルです。

○委員 救助用として、全面に張るような形ですか。

○産業観光課 そうですね。ため池ですと、どこに落下しても大丈夫なように、救助ネットについては全面にやります。

○委員 実際、古浦だけに設置していますけれども、もう一つのほうについては設置する必要はなかったんですか。

○産業観光課 救助ネットを設置するところというのは、遮水シートといいまして、ため池の水がたまっているほうに、通常ですと刃金土という粘土性の土を入れて遮水するんですけれども、なかなか刃金土がないという今の事情もありまして、遮水シートというゴムシートを貼る場合がここ最近では増えているところです。ただ、ゴムシートなので、水にぬれた場合につるつるでどうしても上がれなくなってしまうというところで、何年か前に転落事故というものもありましたので、そのシートを貼ってある箇所については救助ネットの設置、基本的に救助ネットはなくて土の状態の場合はネットフェンスだけという形で色分けというか、施工を分けているところではあります。

○委員 それは何か基準があるんですか。

○産業観光課 明確な基準というのはないところですが、県とかの指導でも遮水シートのある場所については救助用のネットを設置するという指導もありますので、こちらのほうで設置しているものです。浮き輪という場合もあるんですけれども、ため池の場所とか大きさによって、その辺は状況に応じているというところはあります。

○委員長 あと何かご質問ございませんでしょうか。

○委員 1者応札になった要因のところ、令和5年11月の時期に、ほかの業者も何か忙しいみたいな話だったと思うんですけれども、この工事をこの時期に行わなければならない必要性は。

○産業観光課 ため池というのは、田んぼに水を供給するための池になってきます。通常、ため池の場所というのは、田んぼのずっと奥まった山の中にあるということもありまして、そこで工事車両等が頻繁に入り始めますと、要は稲刈りとかそちらのほうに支障が出てきてしまうというところで、稲刈り後の施工ということで、今回、11月に施工させていただいたところ

- 委員 年単位の時期としてはこの時期ということだと思えますけれども、令和5年度に行う理由については、支障というか危険性がこの時期に認識されたんですか。
- 産業観光課 令和5年度に、もちろんため池の工事というのは今年で3年連続でやっているところなんですけれども、3年前に県内で小学生の方がため池に落下してしまって亡くなってしまったという痛ましい事故がありました。そのために、宮城県のほうで、令和4年、5年、6年と、ここをため池などの農業施設に関する重点期間ということで、補助事業の県のメニューの中でも重点的に力を入れようという形になりまして、そのために町でもため池のほうのネットフェンス設置工事を実施してきているということで、県内のほかの市町村も同じく重点期間に合わせて設置をしているところでもあります。
- 委員 今の関連ですけれども、稲刈り後の施工だということであれば、実際、稲刈り後に開札とかをする必要はなくて、稲刈り前に開札して、着手は稲刈り後に速やかにできるようにということで、もっと前倒しをして実際は施工できるのではないかと思います。今後、ちょっとその辺については考えて施工していただければと思います。
- 産業観光課 その件もありまして、今年に関しては準備をして、稲刈り終わった後にすぐ入れるような形で準備をさせていただいております。昨年に関しては、ちょっと遅かったなというのは認識しているところです。
- 委員長 結果的に1者入札になったというところが、実は大きな問題ですよ。やはり、1者入札というのが、競争入札における競争原理が働いていないということになるので、じゃあどうやって複数にしたらいいか、条件付きにしたけれども、じゃあ一般競争にしたらどうか、やはりそういった工夫を今後していただければいいところだと思います。
- 委員 例えば年度初めの4月、5月頃に入札をして、工事も5月、6月とか、早くするのは無理なんですか。
- 産業観光課 田んぼの仕事というのが、大体もう既に始まるどころが3月ぐらいからですので、用水路の土砂払いとか、農家の皆さんが出てやり始めて、水がちゃんと田んぼに行くような形で水路の直し方とか、あとは大体今だと5月の連休明けぐらいから代かきということで、その前には1回田んぼを起こして、その後に水をかけて代かきということになるんですけれども、大体4月上旬ぐらいからそちらのほうの作業というのを順次やるので、5月末ぐらいになるともう田植が完了するという形になります。そうすると、もうそこからはずっと田んぼの草刈りとかいろいろな営農作業が入ってきますので、どうしてもなかなかやりづらいところが出てきてしまうところです。
- 委員 工事車両が邪魔になるということですが、池の周りで工事していると池の状態が悪くなるとか水が濁るとかそういうことですか。
- 産業観光課 そうではないです。今回はネットフェンスの工事ですので。そういう場合もあるんですけれども、例えばため池の堤体のちょっと法面が崩れたとかで、ため池のところではさがさっと工事をすると水が濁ったりして、田んぼに行く水が濁ってしまうので、そういったことでやめてくれと言われるときもありますけれども、今回はネットフェンス工事なので、ため池の堤防の上の作業ですのでそういう濁りはないんですけれども、どうしても工事車両が頻繁に入っていくと、農家の方々の作業に支障というか、邪魔になってしまうというところがあって、基本的には稲刈り後に施工させていただいていたところではあります。
- 委員長 よろしいでしょうか。あと何かございますか。
- 委員 もともとこの工事を引き受けることができる事業者数というのは、何社ぐらい予想だったんですか。

- 産業観光課 町内の業者で土木一式工事なので、10数社です。
- 委員 10数社はあったんだけど、時期的なところで、やはり年度末だどうしてもこのような結果だと。
- 産業観光課 そうですね。やはり、町内の業者さん、大きい業者さんであれば現場代理人になれる資格を持っている方も複数人いたりすると思うんですけども、町内の業者さんだと、そこまではないとなると、代理人さんを設置できる人数がある程度限られてくるものだなというところですよ。
- 委員 時期をうまくずらすしかないですね。
- 委員長 やはり、町としては予算が確定してからというか、よくそういった未確定のまま発注するわけにもいかないという、そういう事情もあろうかと思うんですけども、ですから、難しいところですね。あと、複数年とか、年度またぎだとか、そういうふうによれば、もしかしたらスムーズに行くかもしれない。やはり、そういったことも、確かに予算が重要ではあるというのは分かるんですけども、適切な入札のために、もしそれがネックになっているとすれば、何らかの工夫も必要ではありますが、何がよいかははっきりとは分からないんですけども、やはり何らかの工夫があるといいかなと思うところではあります。
- 委員 今のお話で、もうほかの業者さんは別の仕事を取っているということなんですけれども、実際、町内のこの工事の一覧表を見てみると、そんなに工事が発注されているわけじゃなくて、そんなに工事を取っている業者もいないというふうな中で、ちょっと今の説明は納得いかないかなというふうには思いますけれども。
- 委員長 公共工事でなく民間工事で何か。
- 産業観光課 そうですね。民間等の他の工事もあったりもするのかなというところは、実際そこまで詳しく業者さんに聞き取りとかはしてないんですけども。
- 委員長 一応こちらも県北というか、もうとにかく富谷、大衡、利府も含めて、もうこの辺がどんどん土木工事、今後、建設工事、建築工事も、民間のほうですけども、予想されて、結構、工事業者が逼迫するような、そういったことが予想されるかなと思うんですけどもね。もしかしたら、県外の業者さんとかも出すとか、もしかしたら支店を臨時的につくったりなんかしてということもあるかもしれませんけれども。
- 委員 この工事に限ってのことではないんですけども、今、公共工事というものが大変数量的に減ってしまっていて、それで結構、獲得競争というか、競争が激しい状況になっていて、そういうふうな中で1者応札ということがあるというのは、ちょっと納得いかないというか、何か勘ぐってしまうようなところが出てきてしまうんですけども、そういった状況の中で、やはり競争性を確保するような入札の仕方というか、発注の仕方というものを考えていただければなというふうに思います。
- 委員長 私も全く同じ思いでございます。

あと何かございますか。よろしいでしょうか。では、説明ありがとうございました。

- 委員長 では、3番目の工事につきまして、抽出理由等を加味した説明等をお願いいたします。
- 建築課 3番目、建4工第046号4災第17-107号梅ヶ沢排水機場災害復旧工事について説明いたします。

工事内容といたしましては、本工事は、令和4年7月15日から16日の大雨で被災した梅ヶ沢排水機場について、ポンプ機能を復旧する工事となっております。大雨により浸水し、使用不可となったポンプ設備の交換を行うとともに、再度被害防止対策として、各機器を浸水ラ

イン上にかさ上げする架台を設置しております。

ポンプ等の詳細につきましては、事業概要説明調書の2ページ、事業概要のほうに記載しております。

次に、本件は条件付一般競争入札となっております。入札応募者は1者となっております。

金額等といたしまして、設定金額が1,288万5,400円、予定価格は同額となっております。最低制限価格が952万4,900円、落札金額が1,276万円となっております。落札率は99%となります。

次に、1者入札となった要因といたしましては、今回、本工事は既存の排水機場のポンプ設備の復旧でありますので、被災前と同規模・同仕様で復旧することが大前提となります。そのため、被災したポンプ設備と同仕様の設備の取扱いができる業者が限られたためではないかと思っております。

次に、高落札理由となった要因といたしましては、同じくポンプ設備の機器更新が主な工事となっております。近年の設備・機器類の価格高騰により値段が下げられなかったことが要因ではないかと考えております。

次に、積算の妥当性といたしまして、積算については、宮城県農業農村整備事業等積算基準を用いて積算しております。また、積算基準にない設備・機器類については、3者から見積りを徴収し、最低価格のものを選定しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明を前提に、委員の皆様、質問をお願いいたします。

○委員 3者から見積りということで、もちろんこの〇〇も入っていると。

○建築課 そうですね。

○委員 その3者の平均値で出したということによろしいですか。

○建築課 平均ではなくて最低価格です。

○委員 最低価格。その最低価格は〇〇さん。

○建築課 機器類によって見積を取っておりますので、全部が〇〇ではなかった形です。

○委員 部分部分で。

○建築課 部分部分でその機器類で最低価格を採用しました。

○委員 最低価格を足してつくったという感じですね。

○建築課 そうです。

○委員 参加資格条件として、②の宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市に本店・支店・営業所を有しているということ、この条件を付した理由と伺いますか、入札参加は結局1者応募となっているので、何か事前の情報とかあったのか、そのあたりをお願いします。

○建築課 参加条件につきましては、町で基準を定めていまして、工事等金額によって地域要件も決まっております。今回の設計価格ですとこのような要件というのが決まってしまうような形になりますので、これを参加条件としております。

○委員長 入札のときには、一番広範囲になるのが一般競争入札、どなたでもオーケーという。その次に地区、エリアを絞った条件付一般競争入札。それから、指名競争や随意契約という町が指定した業者にやらせると。おおむねみんな金額基準で決められておまして、幾ら以上だったら条件付を採用する、幾ら以下だったら随契ができるという縛りでやっているケースが多いですね。松島町の場合には、条件付は建設工事だと幾らからですか。

○建築課 松島町の場合ですと、200万円以上の場合については基本的に条件付一般競争入札

になります。その条件付一般競争入札についても、土木工事だったり、今回は機械器具となりますが、そのほかに関しても金額によって地域と総合評点の定めがありますので、それに基づいて、基本、条件を設定していくような形になっております。

- 事務局 お手元に契約関係例規等の資料をお配りしていましたが、表紙の次のページです。こちらが一般競争入札等における条件の基準ということで一覧でまとめてございます。今回の案件ですと、機械器具設置ということですので、中程よりやや下のほうに1,000万円未満、1,000万円以上5,000万円未満、5,000万円以上ということで、それぞれ点数とエリアが決められております。ご参考いただければと思います。
- 委員長 この辺の基準を設ける理由としては、競争性といいますか、競争させて一番安く工事をやろうと思えば、全部一般競争でやればいいわけで、ところが、市町村においては地元業者のほうを、何か災害とかがあった場合に至急駆けつけてくれる業者さんが、全部一般競争でやっちゃって、大きなところしか残らないとなると大変なので、その辺を、ですから地元業者の保護という条件をつけることによって図ろうと。非常に難しい判断をしなければいけないということで、そういった条件が付されているのではと思います。
- 委員 今の関連なんですけれども、参加資格条件等が1、2、3とありますけれども、その資格を有する業者さんというのは何者あったんでしょうか。
- 建築課 今回ですと515者が該当となります。
- 委員 総合評点600点以上も含めて500者以上あると。
- 建築課 そうです。515者あります。
- 委員長 これは仙台市までエリアに入れるとそのぐらい。逆に、それで1者というのが何か腑に落ちないという。この〇〇さんというのは、この設備を入れたときのメーカーなんですか。
- 建築課 メーカーではないです。ちなみに、もともとのポンプ場、農業関係の排水機場になるんですけれども、ポンプがクボタ製で、もともとはエンジンポンプだったんですね。エンジンがヤンマーだったんですが、今はもうエンジンがないので、今回、全部電動の陸上ポンプという形にしまして、国内でも、この小口径だと限られたところしかない形にはなるんですけれども、たまたま近くにある排水機場のほうを管理してもらっています業者さんになります。
- 委員長 そのような業者さんはほかにもあるのですか。
- 建築課 はっきりは覚えていないんですけれども、数者いたのは間違いありません。系列というか、ポンプを扱える業者さんというのはもっといると思います。
- 委員長 3者見積りを取ったと。1者しか入札参加しなかったの、参加しなかった2者、見積りをいただいたところに何で入札、札を入れてくれなかったんですかとか、お聞きになったのでしょうか。
- 建築課 実際、1者には聞いてみたんですけれども、やはり技術者の問題とのことです。どちらかというと、やはりもともと入っていたポンプを今回復旧という形で入れ替えにしても、部分的な改修になるので、結果、参加までは考えなかったというような形です。
- 委員長 そうでしょうね。
- 委員 ちなみに、この梅ヶ沢のここは、いつ頃につくられたものなんですか。
- 建築課 すみません、ちょっと資料を持ち合わせてはいないんですけれども、もう30年以上はたっていると思われれます。
- 委員 そんなに前なんですか。
- 建築課 結構古いポンプになります。
- 委員 変更理由のところに、耐震的に弱いと書いてあったので、耐震前の設計なんだろうな

とは思っていたんですけれども。そういう理由で設備のほうを行われたということですか。

○建築課 設計変更については、発注して、実際、発注後に業者さんのほうで改めて設計していて、耐震とかに関しても確認してもらっているところではあるんですけれども、資料の13ページ、復旧計画図というふうになっていまして、今回変更になったのが、ポンプ槽、吐出し槽というところにディーゼル発電機を設置するわけなんですけれども、コンクリートの部分と、あと一部グレーチングという格子状の網などをここに置くという、そこに固定しようと思ったんですけれども、そこだけだと重い発電機をそのままそれに固定するといった場合に、どうしても耐震上、揺れたときにもたないということで、今回、H鋼で架台を作りまして、それに固定するような形に変更しております。それによって今回増額しております。

○委員 分かりました。

○委員長 あと何か質問ございませんか。

ちょっと私のほうから。1者入札については、今回は時間がないとしても、今後はこういった同種の工事が出てきたときに、どうすれば複数者応募してくれるか、時期の問題とかが一番大きいかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○建築課 今まで、こういった機械器具とかというものもいろいろ更新なども発注してみた関係でいくと、どうしても完全リニューアル、ほかの物だといいいんですが、部分改修といった場合に、あるメーカーさんのところにほかのメーカーのやつを入れ込めるか、あとその後の責任とかという、どうしても機械・電機メーカーさんというのはそれを嫌うと言ったらなんですけれども、ちょっと入りづらくなってしまいう傾向はあると思われま。

○委員長 そうですよ。

○建築課 指名競争でやっても、以前、指名でやったこともあるんですが、ほかのメーカーさんが全者辞退してしまうという状況も考えると、こういった部分だと難しいのかなと。新規だったり完全に全部入れ替えだったら、ほかのメーカーさんも参加してくれると思われま。

なので、ただ、今回でいうと先ほども話をしましたけれども、何者かメーカーの代理店さんも含めて関連する会社さんというのはいますし、そこだけではないというところもあるので、やはりそういった形で公募して、情報を発信して行って、なるべく募るしかないのかなとは思っています。

○委員長 難しいと思いますね。

○委員 難しいですよ。部分的に改修で安く済むのであれば、同じメーカーさんのほうがいいとは思いますが、保証が効きますからね。ですけれども、長い目を見たときに、やはり全改修したほうが金額的に、ライフサイクルコストという意味で言うと、そっちのほうが安くなるのであればそういう方法も検討が必要なのかなとは思ってはいますけれども。でも、難しさは分かかります。

○委員長 はい。

○建築課 そうですね。更新の際はそういった部分も考えていきたいと思ひます。今回、たまたま災害復旧で、あくまでも原形復旧が条件で、その中での補助対象工事だったりという形で、本当に限られた部分しか工事として認めていただけないという部分がありますので、そういった部分だけはどうしてもなるのかなと思ひます。

○委員 これは町独自予算のみですか。

○建築課 国の補助金が入ってきます。

○委員 補助金であるから、もうそれごと更新というのは難しいと。

○委員 国は壊れた箇所分しか出してくれないので。

- 委員 そういった中で、変更で増額していますよね。ディーゼル発電機を1基追加しているというふうな形になっていますけれども、この理由は。
- 建築課 ディーゼル発電機自体は当初からでして、変更的には、ディーゼル発電機を固定するための架台の部分を変更しています。
- 委員 架台ですか。
- 建築課 もともとそのままコンクリートの部分にじかに置いて固定しようと思ったんですけども、いろいろ計算してみるともたないので、H鋼の架台を初めにコンクリートの部分に固定して、さらにその上に載せたような形ですという形に変更しております。
- 委員 それは当初から見込めなかったのでしょうか。
- 建築課 すみません、当初では想定し切れなかったです。それで何とかなるのかなということが発注したわけなんですけれども、実際きちんとメーカーさんのほうで計算しまして、当初はそこまで計算していなかった部分はありますが、実際にやってみるとそうになりました。
- それで、これに関しては、最終的に国のほうに、災害復旧の場合ですと、当初見込めない部分を変更する場合は国に協議することになっていますので、協議し、それに関しては承認いただいております。
- 委員長 あと何かご質問とかございませんか。よろしいですか。
- では、ありがとうございました。
- 委員長 それでは、業務委託契約の1件目、マイナンバーカードで、案件抽出理由、1者随契、高落札率、それから契約手続内容の確認という理由で抽出されましたので、そのあたりを中心に説明をお願いいたします。
- 町民福祉課 それでは、説明に入らせていただきます。
- サービス班所管の案件3件については、金額などの違いはありますが、同じ内容になりますので、まとめて説明させていただきます。
- 本業務は、住民基本台帳等の一部改正に基づき、住民票及び戸籍の附票に氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等を追加することを目的として、各種システムの改修を実施するものになります。
- しかし、国が示す開発に必要なシステム要件等の確定の遅れから、補助金の申請や着手の時期が遅くなったことに伴い、繰越事業となった中で契約した案件になります。
- まず、1者随契の理由ですが、本業務導入済みのシステムに対する改修業務や、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号に該当し、かつ、財務規則第101条並びに随意契約制度運営要領第4見積書徴収の特例に該当することから、1者による随意契約としました。
- 続いて、高落札率となった理由です。
- 本業務は、国庫補助の対象案件ということで、申請に当たり、事業所から参考見積りを徴した経緯がありますので、それが高落札率につながったと考えます。
- 最後に、契約期間についてですが、本件については、契約事務開始の前提となる補助金申請の際に併せて国への繰越調書提出も行った経緯があり、契約締結後に期間の変更契約を実施することが前提であったため、契約期間が短くなりました。
- 以上で説明を終わります。
- 委員長 ありがとうございます。
- では、今の説明に対して、委員の皆様、質問等ございませんでしょうか。

- 委員 契約期間というか、契約審査承認日が3月19日、あと業者への通知が当日の3月19日、開札日が3月26日ということで、その間に春分の日とかが入って、間の日数として3営業日しかないんですけれども、そういった中で、適正に業者さんが積算できたのかということ、または3営業日しかないんですけれども、それは契約というか、随意契約の積算日数として十分であったのかということをお教えいただきたいです。
- 委員長 ご回答をお願いします。
- 町民福祉課 3月19日に契約事務審査委員会というものがあまして、その承認をいただいて、すぐに同日中に見積り依頼を発出しておりました。
- その開札が3月26日となるんですけれども、提出期限としては3月26日としておりましたので、営業日としては、確かに19日、26日を除くと、3営業日となるんですけれども、19日、26日も含めまして十分な期間であると考えておりました。
- 委員 町の規程上、その期間、3営業日プラス19日と26日で5営業日と、そういうふうに捉えていいんですか。こちらには何と書いてあるんですか。指名から入札までの期間で何日設けなければならないというのはいないんですか。
- 町民福祉課 あります。
- 委員 どこに書いてあるのかな。
- 町民福祉課 ちょっと時間を頂戴したいんですが。申し訳ありません。
- 委員長 じゃあ私のほうから。
- これは恐らくこの業務は日本全国でやっているはずで、もしかしたら日本全国でこの業務は従来から、④-1は〇〇、④-2と④-3は〇〇さんがもともとやっているから、恐らくもうそれを請けることが決まっているんじゃないかと、個人的には思いますね。
- だから、そういう意味では、その期間が短かろうが何だろうが、ただ、何でこんなに落札率に差が出るかというところも逆に言うと不思議だなという気もするんですけれどもね。
- これはこちらのソフトウェア絡みについては、住民基本台帳あるいはマイナンバーカードにつきましてはいつも話題には上りますけれどもね。ですから、町の規則があるとすれば、やはりそれはしっかり守らなければいけないということはあると思うので、そのところを、今日中に確認できますか。
- 町民福祉課 はい。
- 委員長 では、そこは確認していただくということにいたします。
- あと何かご質問ございますか。
- 委員 委員長のお話のところで、実際、〇〇と〇〇ですけれども、随意契約にした理由として、やはりそういった今委員長のおっしゃったような認識というか、全国どこを見てもこの業者しかいないような中で随意契約にしたと。そこで167者も該当すると。他者で実施することが困難だと、随意契約理由書にありますけれども、そういった認識でよろしいですね。
- 町民福祉課 今回、改修となっております住基システム、あと戸籍附票システム、コンビニ交付システムとありますけれども、住基システムはまず〇〇、戸籍の附票システムとコンビニ交付システムについては〇〇が、システムを導入して実際に運用業務をしている業者さんでありますので、今回は同一運用システムの改修というところで、1者随契ということで取り扱わせてもらいました。
- 委員長 昭和の時代はこういったもので形式的に市町村まで下ろして契約してもいいのかもしれないんだけど、どうせ地方交付税とかそういった絡みで、国の統一的なシステムで運用しないといけないんでしょう。そうしたら、国が決めた業者で、それぞれ国が予算を持って町

のほうでやってねというのが、今の時代にすれば、そのほうが合理的ですし、これも国のほうから予算が出てやっているわけでしょう。

- 町民福祉課 10割補助となっています。
- 委員長 ですよ。だから、余地がないというか、町のほうで何かの選択をするといったものはもう、これだって人件費をかけてやっているんだから、もう国のほうで予算でばばっとやってよと、個人的には言いたくなるようなところなんですけれども。制度上はそうはいかないのかな。
- 委員 時期が令和6年3月まで、汎用で最初は予定されていて、結局汎用が見込めないこと、契約期間を変更することが前提であって、そういうものをつくってやるとか、そういうのも手間ですよ。最初から年度をまたいで、作業が遅れることが分かってそんな気がしたんですけれどもね。
- 委員長 もしかして予算の関係じゃなかったでしたっけかね。要は、令和5年度の予算でというところが。それでやって、ところが実際はもう間に合わなくて、次年度のほうでやるからというので、そういったことがある場合にはこういう変更契約をもう最初からそういうふうに変更しますよということを前提に入札するんだというようなことを聞いたことがありますけれども。
- 町民福祉課 3月議会で補正予算を計上したときに、繰越明許費も一緒に計上しまして、予算の繰越手続はそこでできているわけなんですけれども、その場合でも年度を区切って、当初は契約するような形をうちの町では取っているの、変更契約を前提にという形にはなってしまいうんですが、そのような扱いでやっていました。
- 委員長 ほかの市町村でも同じようなやり方、もしかして県もそういった予算とか。
- 委員 県でも同じですよ。
- 委員 ですから、例えば補正予算とかがついて、それであと議会の承認を得てというようなことはあるんですけれども、こんなに遅くなることはない気がします。
- 委員長 そうですね。
- 委員 こんなぎりぎりになることは考えづらいですけれどもね。
- 委員 このマイナンバーカードのローマ字表記に変えるというのは、ある意味、全国でやろうということですよ。その場合、いろいろな企業に発注すると思うんですけれども、金額的には大体同じようになっている感じでしょうか。今回、ここでは400万円といった値段になっていますけれども、隣の県ではどうなんですか、隣の市ではどうなんですかというのは、システムですからあまり数は関係ないのかなというふうなイメージがあるんですけれども、例えば多賀城市では300万円で請けているけれども、塩竈市では500万円で請けているとか、そういうふうなことはないんですか。この金額が適正だというような自治体同士の確認なんかはされないんですね。それとも、国からこの値段で来たからこの値段でやっているというわけでもないんですよ。
- 町民福祉課 同じシステムを導入している自治体さんとかといろいろ情報交換を後にすることはありますけれども、大体同じくらいの金額です。あまり差があっても困りますので、何でうちだけ高いんですかという話をしたくなってしまうので、そこは何となく情報交換をさせてもらっています。
- 委員長 サーバーでやっているところとあるいはクラウドでやっているところ、そういうのは市町村によってまだ差があるんですかね。
- 町民福祉課 導入しているシステムが違う場合があるので、あとはLGWAN回線を使っているところとか、いろいろ自治体によって違う場合があります。

- 委員長 ですね。だから、そういったベースが違えば、改修費用も少しは違って来るんだろうというふうには思いますね。
- 町民福祉課 その可能性はあります。
- 委員長 ですから、この辺も松島町がWi-Fiを観光エリアのほうにいち早く設置されていますし、そういったIT投資をちゃんとされていますね。ですから、〇〇さんのやつはクラウドでやっているということですからね。
- あと何かご質問ございませんか。
- 委員 確認なんですけれども、契約審査委員会にかけるのが3月19日になってしまったという一番の要因というのは何だったんですか。
- 町民福祉課 補正予算の議決後の一番最初の契約事務審査委員会の日にちがこの日だったからです。3月議会の補正予算に計上していただきましたので、議決をいただいた後、契約事務審査会のスケジュールがここしかなかったからです。もともと設定されていたスケジュールです。
- 委員 臨時でも開催できなかつた。
- 町民福祉課 臨時でやっていただけたのかどうか分からないですけれども。
- 委員長 でも、補正予算を3月のそんな末に、これだけじゃなくてほかでも随分困っていることがあるんじゃないかと思えますけれども。
- 委員 議会で承認されたのはいつだったんですか。
- 町民福祉課 3月6日です。
- 委員 3月6日からということだと約2週間あるわけですね。そういうふうな時間が、今、調べてもらっていますけれども、業者さんが積算する期間、指名から落札までの期間を十分取らなければならないというふうなことを考えれば、事務方としては、そういった指名をする時期を早くするためのことを努力しなければならなかったのではないかなというふうに思います。
- こういうふうに決まっているからということで、対等な立場にある業者に負担をかけるということは、やはり行政としてはよろしくないのではないかなというふうに思います。
- 委員 本件に直接関係ないことではありますが、マイナンバーカードの普及率は松島町では今どのぐらいなんですか。
- 町民福祉課 78%です。
- 委員 12月からは保険のほうもあれに入るようになるんですね。
- 町民福祉課 12月2日から一体化というふうに言われておりますが、国保の診療とかには問題なく、別なものが準備されます。一体化のほうはそれで進みます。
- 委員長 今のところ問題もなく、マイナンバーカードは情報が他人のものが入っているとかいろいろありましたけれども、そういった問題は大丈夫ですかね。
- 町民福祉課 国保に限っては、住基に異動になっていきますので、多分ほかの保険、共済とか、自分で何か入力しなければいけないようなものは他人の情報がひもづいたりするかと思うんですが、町、自治体直結でやっている国保、後期高齢者医療などは、もう住基兼用なので、そういう間違いはないものと思います。
- 委員長 健康保険とのひもづけはほぼもう一緒ですね、大体ね。
- 町民福祉課 そうです。
- 委員長 だから、銀行口座とのひもづけをしていない方はまだいらっしゃるかと思うんですけれどもね。
- 町民福祉課 ただ、保険証のひもづけも銀行のひもづけもあくまで選択制なので、そこを必ずしもやっているかとは、こちらでは把握できません。

- 委員長 もう12月以降は新保険証を発行しませんと言っているけれどもね。だからここまでは来るんでしょうけれども、あと1年間かかる。松島町ではいかがですか。
- 町民福祉課 8月1日から来年7月31日までの有効なものは最近出しています。
- 委員長 ですよ。だから、それで一応終わりということで、あとはマイナンバーのほうに移行ということですよ。
- 町民福祉課 はい。資格の異動があった時点で、12月2日にはもう発行しないので。
- 委員長 できないんですかね。
- 町民福祉課 そうですね。ただ、それに代わるものとして資格確認書というものは出しますので、診療が受けられないという事態にはならないと。
- 委員長 そうはならないわけですね。分かりました。すみません。私もちょっとその辺、興味があって関係ないことを聞いてしまいました。
- あと何かご質問は。どうぞ。
- 事務局 先ほどの見積期間についてですが、町の規則的なものとしましてお手元にご用意しました例規関係の中に建設工事執行規則取扱規程というものがございまして、そちらの第7条第2項に規定されております。ページは29ページになります。ページの上から10行目ほどに見積期間というものがございまして、こちらで建設業法施行令第6条第1項を準用するという形になっておりまして、建設業法施行令を見ますと500万円未満につきましては、1日以上の見積期間が必要と規定されておりますので、こちらを準用する形として、本件については問題ないということになります。
- 委員長 ということで、金額は500万円未満については1日以上を確保していればよろしいということで、規則上はそうなっているということですね。
- 委員 規則上は問題ないということですがけれども、ほかの業務委託を見ても、大体5営業日ぐらいは取っているんですよ、実はね。ですから、そういうふうなところは留意していただければと思います。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。
- どうもありがとうございました。
- 委員長 では、次の第5番目の担当者からお願いいたします。
- 健康長寿課 よろしく申し上げます。
- 委員長 よろしく申し上げます。こちらについては、審議案件抽出理由として、1者随契とした理由、それから積算内容の妥当性の確認ということで抽出しておりますので、そちらを中心に説明をお願いいたします。
- 健康長寿課 それでは高6委第008号介護予防教室業務委託につきましてご説明いたします。
- この業務の概要につきましては、事業概要説明調書のほうでお示ししておりますように、地域の高齢者がそれぞれ自分の住み慣れた身近な場所での介護予防活動に参加し、健康の維持増員や孤立予防等を図ることを目的としております。
- 通称を「元気塾」という名称で、町内の9つの集会所等で12教室、それぞれ1週間に数回ずつ、年間を通して実施しています。
- 委託期間につきましては、介護保険の事業計画に基づく事業であることから、介護保険事業計画期間との整合性を図るため、令和6年度から8年度までの3年間として実施したものです。
- 今回、審議対象となりました、まず1点目、1者随契の理由としましては、説明書のほうでもお示ししておりますように、相手方の事業者は、地域組織である地域福祉推進協議会ととも

に松島町町内全域を把握し、地域とのつながりがあります。また、地域の集まりの場を支援する生活支援体制整備事業と一体的に実施できることなど、活動実績や介護予防の知識があること等により選定しました。

2点目の積算内容の妥当性の確認についてですが、この事業は事業費の約85%が人件費で、宮城県の最低賃金などを参考に積算し、そのほかに活動に必要な消耗品費や会場使用料等の事務費を計上しております、大きな差異はないと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆さん、ご質問等よろしくお願ひいたします。

○委員 まつしま元気塾ですが、前もやっているわけですよ。いつからこれは始まっている内容なんですか。

○健康長寿課 そもそも町が直営で開始したんですが、それはもう15年以上も前になりまして、正確な年月日まではちょっと本日はお答えできませんけれども、委託になったのは令和2年からでございます。

○委員 結局、何かをやる上では、やったことによってこういう効果があるというふうなところがとても大事だと思うんですけども、お金をかけているわけですから。そういった意味で、こういった高齢者の関係が、例えばこういう部分がよくなったとか、こういう効果が認められているとか、何か数値的なそういう効果というものの検証はされていて、また、それで今年も、また3年間継続かなというふうな内容だったらよりいいと思うんですけども、何かそういった検証はされているのでしょうか。

○健康長寿課 数値的な検証といいますと、その方がどう変わっていったかという個別評価と全体評価になろうかと思えますけれども、個別評価は残念ながら行っておりませんが、平均年齢85歳を超える方々の参加になりまして、この方々が継続的にこの教室にご自身の足で会場までおいでいただくことで、介護予防というような効果があるというふうに私たちは考えます。それに伴って、介護保険のサービスとか給付が抑えられると思えますので、長くこの方々が参加してくださるということを目標に活動しています。

○委員 いろいろな事業をやっていると、それってお金かける必要があるのかという人が出てくると思うんですね。そういうときに、いや、実は、例えば寿命がこれによってこれだけ延びているんですよとか、ボケ防止にすごく役に立っているんですよとか、何かそういう調査といいますか、アンケートでも構わないので、何か取っていったほうが、今後も多分続けられるんですよ。3年間は今回続きますけれども、今後も続けていきたいということであれば、やはりそういうデータをきちんと取って、効果についての検証を行うというのは、やはり大事だと思いますので、そういうものを前向きに検討していただけたらというふうに考えます。

○健康長寿課 その点につきまして、ちょっと補足なんですけれども、元気塾など、町の介護予防教室に入っていない一般の方と、それからこの教室に参加されている方の介護保険の認定率というところを比較はしております、明らかに介護保険に移行する方が元気塾の参加者には少ないというデータはあります。ちょっと数字のほうは今手元にはないんですけども、そういう差はありました。

○委員 そのようなデータとか、いろいろ数値としていつでも用意しておいたほうがよいかと思えます。

○委員 入札に参加する業者は、社会福祉法人以外の団体なり企業でも参加できるんですか。それとも、何か社会福祉法人でなければならないとか、こういうふうな資格がないと都合が悪

いとかというのはあるんですか。

○健康長寿課 そういったことはなかったんですけども、繰り返しになるんですけども、やはり地域をよくしてくれるところと実績もあるというところで、今回は1者で進めさせていただいたということでした。

○委員 そうすると、もし今後、今おっしゃったように、〇〇以外にも地域のことをよく知っている会社なり企業なり団体が現れたときには、そちらに頼む可能性もあるかもしれないですよ。

○健康長寿課 その可能性はあるかと思います。

○委員 いいとか悪いとかという問題ではないんですけども。

○委員長 私のほうからよろしいでしょうか。

例えば新聞報道などを見ますと、〇〇〇では〇〇〇の人件費が高過ぎて、それから必要な設備も自治体で造ったんですけども、何だこれはみたいになっているみたいなんですけれども、こちらの〇〇さんはそういったことはないとか、健全運営をされているんでしょうかね。

○健康長寿課 私たちは、業務を委託する立場ですので、業務をお願いしている中で感じることにいたしましては、特にそんなに人件費のほうに多く委託料を想定以上に割いているとか、そういった実情はないというふうに認識しております。

今回、設計した内容と、それから、後で内訳書を頂いた段階では、差異もございませんでしたし、あとは身近な存在として、いつも町の事業を理解していただいて受託していただいているということで安心して業務をお任せしているというような状況です。

○委員長 〇〇委員。

○委員 設計変更で162万6,000円計上されていますけれども、この内容が消費税分を増額するというふうな内容になっています。当初の中では、免税事業者のため、消費税分は計上しないというふうになっているんですけども、これはどういった経緯で消費税分を計上されるような形になったのでしょうか。

○健康長寿課 当初、私たちの認識で、介護保険の関係の事業は非課税事業であるものが一般的だったものですから、そのような認識の下、契約行為を進めておりましたが、令和5年度に全国的に、この事業は介護保険法の中の地域支援事業というもので、市町村は必ず実施する事業になっているんですけども、その地域支援事業の中にもいろいろな種類がありまして、非課税の事業もあるんですけども、いろいろ調べていった結果、課税事業に該当するものであったということが分かりましたので、それで変更の契約をしたところです。

○委員 そうすると、〇〇さんが受注する事業の中には、非課税のものもあれば課税のものもあるというふうな、事業の種類によってそういうふうなすみ分けされているということの理解でよろしいでしょうか。

○健康長寿課 はい。

○委員長 今のは、昨年10月1日から消費税のインボイス制度というものが導入されて、実はそれがきっかけになっているんです。今までは、あまりこれは課税取引なのか課税取引じゃないのか分からなくても、市町村との契約、あと社会福祉法人とかの契約は、全然消費税が記載されていなかったんですけども、インボイス制度の導入をきっかけにして、それが課税なのか対象外なのか非課税なのか、それをちゃんと明記するよという、そういう流れになってそういうふうになっているんだと思います。

ただ、でもおかしい話で、人件費に大体充当されるということになると、人件費は非課税なので、消費税はね。そうすると消費税だけ、〇〇が得をするということに、これが外注で回せ

ば、それは課税仕入れになるんだけれども、消費税課税になるんだけれども、そのところがね。でも、人件費プラス、やれやれと言っているんだから、その足しという考えもできますけれども。介護保険が導入されたのはいつ頃でしたかね、平成12年頃でしたかね。

○町民福祉課 平成12年です。

○委員長 ですから、もうかなりたっていて、おまけに社会福祉事業に参入する、その当時は、社会福祉事業は介護保険事業に参入する事業者さんというのはあまりいなかったわけで、ところが、今は訪問介護とか看護とか、いろいろなところがもう大手が参入するようになってきて、かなり社会福祉事業も開放されてきている、あるいはそれをやれる事業者が出てきていると。ですから、〇〇だけがこういった介護事業の担い手だという状況にはなっていないかなと。ただ、松島町とかなかなか業者さんが来てくれないんですけれども、もしかしたら、仙台市ぐらいと来るかもしれませんけれども。ですから、今後はそういった事業者が介護事業をやるようになれば、この辺のところも少し見直ししなければいけないという時期が来るかもしれませんね。

よろしいでしょうか。では、ありがとうございます。

○委員長 では、次の業務委託契約について、高落札率となった要因、履行内容の確認という抽出理由になっておりますので、その辺を中心にご説明をお願いいたします。

○産業観光課 よろしくをお願いいたします。

審理番号⑥-1です。こちらは、産5委第238号ナラ枯れ被害木駆除業務委託で、高落札率になった要因、履行内容等の確認ということで内容確認したい案件となっております。

本業務委託につきましては、本町のナラ枯れ被害の拡大を防止するため、被害木調査を基に伐採を行う業務となっておりますが、森林内での伐採作業ということから、町内の山林の地形に精通し、被害木の伐倒処理実績がある業者全てを選定し、指名競争入札で発注し、入札を実施しております。

高落札率となった要因につきましては、積算は宮城県の標準積算単価で積算しておりますが、昨今の物価上昇により、チェーンソーの燃料費や消耗品などの高騰もあり、どれぐらいになるか見込みが難しく、その辺を加味した結果、高落札率となったと思われま。

次に、履行内容等につきましてはですが、本業務は事前に夏から秋にかけて、発注に向けた被害木の調査を実施しますが、令和5年度は天候がよかったこともあり、調査箇所の雑木や草が異常に成長し、調査に時間がかかっております。そのため、ある程度、現地に入れるくらいの秋ぐらいから本格的な調査になったため、発注が4月となったところです。

今回の業務は、県の補助事業でもあり、事業計画の中で完了日が2月末となっていたことから、履行期間が短くなったところです。

業務では、69本の伐倒駆除をしておりますが、今までの実績から、1日当たり5本程度伐倒できますので、期間内では可能となっているところです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明を基に、委員の皆様、質問をよろしくお願いいたします。

○委員 こちらの業務委託の被害木駆除等の調査というのは、どちらが行われたんでしょうか。

○産業観光課 調査は森林組合さんです。町のほうからお願いをしまして。

○委員 森林組合というのは、今回指名された業者さんが構成員になっているんですか。

○産業観光課 構成員とも違います。町内の山を持っている方々が構成員になっています。

○委員長 ○○委員、どうぞ。

○委員 感覚的なところですけども、入札があって、着手して、そこから完了するまでの期間が約2週間で完了しているということで、通常であれば、作業にかかるための準備期間というので2週間ぐらいを要して、それで、そこから着手して、先ほどおっしゃられたように、効率的にやれば2週間ぐらいで終わるといような形なんですけれども、あまりにも段取りがよ過ぎるというか、施工期間があまりにも短過ぎるというのがちょっと疑問に思うところなんですけれども、そういったことが可能にできた要因というのはどういうところがあるか、教えてくださいたいんですが。

○産業観光課 先ほどおっしゃられたとおり、本来はもっと工期を取っておくというのが通常のパターンなんですけども、今年もそうなんですけれども、やはり高温というか、天気がよ過ぎて、かなり山に入りづらい状況が続いております。そのために、秋ぐらいから調査ということでやっているんですけども、実際、調査して伐倒する場所というか、木を選定していくわけなんですけども、伐倒する場所によっても、例えば傾斜がきつところだと伐倒に時間を要するといようなところもありますし、今回、たまたま山の中でも平場が多かったといようなところもあって、あまり時間もかからなかったといことも聞いているところです。

ただ、いずれにせよ、2週間ぐらいで、確かに実績上は1日5本ぐらい伐倒できるといながらも、雪が降ったりすれば、当然、作業に入れないところもありますし、そうなれば、もうちょっと余裕を持った工期でいくべきだったのかなといことで、今年はその辺を加味しながら、作業に動いているところでもあります。

○委員長 よろしいでしょうか。

今のお答えは期間が短いと、要は人数を間に合わせるためにいっぱい投入しなければいけないので、これが期間が長ければ少ない人数で日数をかけて同じ作業を完成させることができるかなと思います。

○産業観光課 そうですね。

○委員長 ですから、その観点からすると、ちょっと2週間では幾ら何でもいようなところはあろうかと思っんですけども。

○産業観光課 やはり、できるとはいえ難しいなといところは、おっしゃるとおり、考えていくところで、また先ほど説明しましたが、宮城県の補助事業といことがあって、全体の事業期間、年度の事業期間を2月末と設定していたところもあって、そこまでにどうしても終わらせなければならぬ。そのために設定をしたところはあるんですけども、たまたま終わったといところもありますので、本音を言えば、もうちょっと余裕を持った工期で設定すべきだったとは考えております。

○委員長 これは毎年やっているんですか。

○産業観光課 毎年やっています。

○委員長 ですよ。であれば、この1号、2号、両方とも同じ業者さんが札を入れて、しかも金額自体の順番も同じなんですよね、資料を見ると。これ、過去の分はどうだったのかなとい。やれる業者が5者いらしたのかもしれないですけども、順繰り順繰りやっているようなことはないでしょうねといのが心配になりますけれども。

○委員 昨年度はどこが入札したんですか。

○産業観光課 すみません、私4月に替わってきたので、そこまでは確認しておりませんでした。

○委員 何か金額も、結局、設計額に対して結構いいところにいるんですけども。ただ、取りに行っているところは1者とい感じで、あとは設計額よりもちょっとだけ多いいような感

じの、相当バランスがいいんですけれども、取りに行っているという感じではないんですよ、ほかの業者が金額的に。そういうのもいい感じでバランスがいいのが、逆に何か疑ってしまう感じも出てしまいますけれども。

- 委員長　そこですよ。ですので、やはりちょっとここ数年の内容を確認をしていただいて、本当にそういったことがないのか。結果なんですよ。結果。結果で見ると、そういうふうな疑いを持たれちゃうんじゃないかという。結果的にみたいなのであれなんですけれども、そういった部分もきちんと確認しているよというふうに言うのと、手続的におかしくなければ町としては問題ないんだというスタンスとでは、スタンスが全然違いますので。だから、その辺の過去の経緯を見て、一度、業者さんと呼んで、入札監視委員会からこういう指摘というか、懸念を言われたんだけど、大丈夫でしょうねとかね。ちょっとできるかどうか分かりませんけれども。

ですから、これはきちんと過去分も調べていただくと、今日じゃなくて後から。毎年やっているとしたら、この案件は、もう私十何年やっていますけれども、2回目、3回目ぐらいですかね、この松枯れ対策もやったのは。だから、毎年これはやっていますので、その辺のところをちょっと後から資料をいただければと思いますけれども。

- 委員　明確にその証拠があるわけではないんですけれども、毎年同じ5者が固定されているというふうな指名になっちゃうと、どうしても談合の素地がつくられてしまうというふうなこともありますので、発注側としてもその対策を考えなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

- 委員長　○○委員。

- 委員　松くい虫被害防止の場所なんですけれども、1か所は山のほうで、あまり松島海岸、松島湾から離れて、例えば観光客が松を見に来て、そんなに見えないような場所で松が多少枯れていてもいいとか、その加減や場所の選定などもあるかと思いますが、実際にそこまで管理する必要はあるんですか。

- 産業観光課　必要性はあります。松くい虫とかになりますと、カミキリムシの一種なんですけど、それが卵を産んで、それが孵化してどんどん広がっていくというところもありますので、それが広がらないように、伐倒駆除だけではなくて、空中散布をやったりとか、地上散布ということの下から薬剤を散布して駆除したりもしています。そうやって、できるだけ広がりを抑えておくという意味で、松の木の多い南側のほうを重点的にやっているところがあります。逆に言うと、北のほうは特に伐採するような松の木はないということもあります。

- 委員長　こちらのこういった松くい虫というか松枯れ、原因は何なのかというので、随分昔は、国道45号、道路の近くがかなり枯れてきていると。だから、一酸化炭素、排ガス、その辺が原因なんじゃないかとか言われていて、これについても、農水省のほうでしかるべき高名な学者さんだとかがこういったものが効くぞみたいなのがあると、じゃあそれをやってみたらとって、国のほうが音頭を取って、こういったものをやっているんだけど、本当にその効果があるのかというところは、まだ、松島としてはこれですっかりもうストップしたとか、聞きませんもんね。

- 産業観光課　はい。

- 委員長　私の知り合いの方なんかは、カキ殻、海で取れるカキを砕いたやつね。あれを根っこのところばっとやると、枯れていた木が再生したという方もいらっしゃる。何でかは分からない。だから、試しているいろいろやってみたらいいんじゃないかなと思うんですけれども。

やはり、日本三景松島は松が観光の命ですから、これが八百八島に、もしはげ山に木が生え

るようになったら、もっと景観がよくなったりするのかなとも思いますしね。

- 委員 震災直後は、松枯れの対策事業というのがやられなかった地区もあるんですね。
- 産業観光課 あります。震災直後はやらないとか、やれないという。2年ぐらいですか、空いた期間があったんですけども、やはり、そのときは松枯れが多くなったと。
- 委員 実際、唐桑のところなんかはやられなくて、ほぼほぼ、本当に枯れ木とかね、そんなふうになってしまった地区もありますからね。松島はぜひしっかりやってもらえればと思いますけれども。
- 委員長 今の松くい虫の防除事業、このやり方でもそれなりの一定の効果はあるという。
- 産業観光課 そうですね。必ず調査をしてから次の業務ということにつなげていくんですけども、毎年、面積は若干ですが小さくなってきていたりもしています。面積が小さくなるということは、イコールその被害が少なくなってきたというところがあるのかなと、個人的には思っているところはありますね。なので、松くい虫防除事業は、本当に先ほどおっしゃるように、唐桑のほうからずっとこちらのほう、七ヶ浜とかもですけども、全体的に防除していかないと、なかなか効果も発現しづらいということになるので、今後も継続的にやっていければなどというところは考えております。
- 委員長 ○○委員、どうぞ。
- 委員 落札率の話に戻るんですが、入札調書を見ると、今回、○○さんが195万円で第1回の入札で落札となっていて、予定価格よりも全てが上回っているような入札額になっていて、落札率が上がった要因として、チェーンソーの燃料費の上昇ではないかということなんですけれども、今回の資料の中で、そのあたりが分かる見積りはないですか。
- 産業観光課 ないです、すみません。
- 委員 そういう話ではないのかもしれないですけども、もしかしたら、積算基準なりが今の情勢に見合わなくなっているような可能性もあるのかなと思いますけれども。
- 産業観光課 結局、宮城県のほうの単価設定は4月の段階で行うんですけども、発注はその6か月後ぐらいになると、かなり燃料高騰などが響いたところが逆に反映されないというところが出てくるので、その辺もちょっと響いているのかなというところがあります。
- 委員 過去の調査のところと併せてそのあたりも、これまでの落札率とか、その見積り、基準の妥当性等も検証されたほうがいいのかと思います。5者入札して、1者だけ予定価格より低くて、あと全てが予定価格より高いというのは、やはり、予定価格の妥当性も問題になるのかなと思うんですけども。
- 委員長 では、そちらも調べていただいて、わかるような資料が今回は添付はされていませんけれども、後から全員に教えていただければと思います。
あと質問はございますか。よろしいでしょうか。
では、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長 以上で本日の審議案件は全て終了しましたので、一旦、事務局へお返しいたします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

それでは、最後に委員長の総括をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長 では、まずは各委員の皆様、今回の案件について何かありますでしょうか。

はい、○○委員。

○委員 どうしてもやはり1者入札というのがまだまだ多いということで、その解消に向けた発注者側の努力も今後必要なのかなというふうなことで、あと、談合が疑われるような案件

につきましても、疑われた時点でこれも発注者側での対応が必要なのではないかなというふうに感じました。以上です。

○委員長 ○○委員。

○委員 私が気になったのはまつしま元気塾で、やっていることはいいことだとは思いますが、効果についてやはり検証しながらやっていかないと、そのまま続けていいのかとか、どういったことに取り組んでいけばよりよくなるのかとか、そういう前向きな方向の変化が出ないと思いますので、ぜひとも効果も一緒に検証しながら検討してもらえそうな方向がいいのかなと私は思っております。

○委員長 ○○委員。

○委員 今日初めて参加させていただきまして、入札監視委員ということなので、談合等の不正の防止というところで、この委員会を通じて、談合等の防止もそうですけれども、そういった不正を疑われないような適正な形に持っていくというところでの検討、そして質問、助言が必要なんだなと思いました。今日は初めてでしたので、また次回以降、そういった観点で準備してまいりたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは○○委員

○委員 この会議で、個別の案件に問題があるのかなとか、その白黒をつけるのは難しいとは思いますが、いろいろ意見を、ふだん役場に勤めていない者として、意見を言うことは大変意義のあることだと思います。皆さんも私も含めて、それなりに専門分野がありますので、そういう立場で意見等を出し、公平で公正な入札に向けた大切な場だと感じました。

○委員長 ありがとうございます。それでは最後に私のほうから。

本当にざっくりばらんな議論をするという、各分野の専門の方がその立場からお話をするということが極めて重要。あともう一つは、透明性なんですよね。公表するという形が、例えば積算なんかも、積算はちょっと公表はできないんですけども、ただこの辺も今なんかはもうコンピューターが発達していて、ソフトウェアが実はかなりの精度で発注価格を推定、特にAIですから、もうそういったところが今後どんどん出てくるだろうという。

要は、世の中がどんどん変わって行って、それに合わせて、こういった入札制度も変えていかなければいけない。ところが、制度というのはなかなか法律上、変えづらいといえますか、そういったこともあるので、そこにあまりこだわらないで、実態に合わせて柔軟にやっただらいいかがですか、やってほしいということを提言するのが、我々、入札監視委員会の役割なのかなというふうに思います。

では、総括ということで、確かに、今回おっしゃるとおり1者入札ですね。これはやはりどうしても競争という原理が働かないと。そこのところは何とか競争の原理が働くように工夫して、今後の入札をしていただきたいということが今日の結論かなと思いますので、よろしくをお願いします。

私のほうからは以上です。

閉 会

○事務局 ありがとうございました。

以上をもちまして、入札監視委員会を終了とさせていただきます。皆様、長時間お疲れさまでございました。
